

## 各所得金額及び所得控除のあらまし

### ■ 所得の種類

種類	あらまし	申告書記入欄	
		収入	所得
営業等	卸売業、小売業、製造業、建設業、運送業、飲食業、サービス業、畜産業、漁業、外交員など	ア	①
農業	米、野菜、果樹、たばこ、花などの生産、農家が経営する家畜、肥育、酪農など	イ	②
不動産	地代、家賃、土地家屋の権利金、小作料など	ウ	③
利子	国外の銀行等に預けた預金利子など所得税で総合課税となるもの	エ	④
配当	株式の配当、剰余金の分配、証券投資信託の収益金の分配金など	オ	⑤
給与	俸給や給与、賃金、賞与などの所得	カ	⑥
雑業	公的年金等	キ	⑦
	業務	ク	⑧
	その他	ケ	⑨
総合課税の譲渡	機械、車輛、営業権、土石類などの譲渡	コ・サ	⑩
一時	賞金や懸賞当せん金、生命保険契約等に基づく一時金など	シ	⑩
分離課税の譲渡	土地や建物等の譲渡による所得。譲渡した年の1月1日において所有期間が5年以下が短期譲渡、それ以外は長期譲渡		分離
山林	山林（立木）伐採の譲渡		分離
株式等の譲渡	株式等の譲渡		分離
上場株式等の配当	分離課税を選択した上場株式等の配当		分離
先物取引	商品先物取引、有価証券先物取引等、金融先物取引における個人の所得で一定のもの		分離

### ■ 所得から差し引かれる金額（所得控除）

種類	あらまし	申告書記入欄
社会保険料控除	国民健康保険税・国民年金保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料などの社会保険料の支払がある場合	⑬
小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済法の共済契約にかかる掛金、確定拠出年金法の個人型年金加入者掛金、心身障害者扶養共済制度にかかる掛金の支払がある場合	⑭
生命保険料控除	生命保険料・個人年金保険料・介護医療保険料の支払がある場合	⑮
地震保険料控除	地震保険料や旧長期損害保険料の支払がある場合	⑯
寡婦、ひとり親控除	寡婦かひとり親である場合	⑰～⑱
勤労学生、障害者控除	勤労学生である場合。あなたや同一生計配偶者、扶養親族が障害者である場合	⑲～⑳
配偶者（特別）控除	生計を一にする配偶者がいる場合に、あなたと配偶者のそれぞれの合計所得金額に応じて受けられる控除	㉑～㉒
扶養控除	控除対象扶養親族（16歳以上）がいる場合	㉓
基礎控除	合計所得金額が2,500万円以下の場合に適用される控除	㉔
雑損控除	災害や盗難、横領により住宅や家財などに損害を受けた場合や、雪下ろし費用等	㉖
医療費控除	1年間に支払った医療費や特定一般用医薬品等購入費が、一定額以上ある場合	㉗

## 令和6年度 市民税・県民税（個人住民税）税額計算について

### ●税額の算出方法 年税額＝均等割額＋所得割額

・均等割額 市民税：3,000円 県民税：1,800円

※令和6年度から市民税・県民税がそれぞれ500円減額となりますが、森林環境税（国税年額1,000円）が課税されます。

・所得割額 課税所得金額（前年中の所得金額－所得控除額）×税率－税額控除額

※税率・・・市民税6％ 県民税4％

### ●市民税・県民税がかからない方

#### 均等割も所得割もかからない方

生活保護法による生活扶助を受けている方

障害者、未成年者、寡婦又はひとり親で前年の合計所得金額が135万円以下の方

前年の合計所得金額が次の額以下の方

扶養親族のない方 38万円 扶養親族のある方 28万円×（本人＋扶養親族）＋26.8万円

#### 所得割がかからない方

前年の総所得金額等が次の額以下の方

扶養親族のない方 45万円 扶養親族のある方 35万円×（本人＋扶養親族）＋42万円

※合計所得金額……………損失の繰越控除前の総所得金額等

※総所得金額等……………総所得金額に土地建物・株式等の譲渡所得などの分離所得を加えた額

※総所得金額……………下表㉒に損益通算や、前年から繰り越した純損失・雑損失の繰越控除を適用した後の金額

### ●税額簡易計算表

（税額控除額はその年の所得や所得控除の種類、金額により変動しますのでこの表では除いています。）

区分		金額	
所得金額	営業等	①	
	農業	②	
	不動産	③	
	利子	④	
	配当	⑤	
	給与	⑥	
	雑業	公的年金等	⑦
		業務	⑧
		その他	⑨
		合計	⑩
	総合譲渡・一時	⑪	
	合計(①～⑪の計)	⑫	

区分		金額
所得から差し引かれる金額	社会保険料控除	⑬
	小規模企業共済等掛金控除	⑭
	生命保険料控除	⑮
	地震保険料控除	⑯
	寡婦・ひとり親控除	⑰⑱
	勤労学生・障害者控除	⑲⑳
	配偶者(特別)控除	㉑㉒
	扶養控除	㉓
	基礎控除	㉔
		⑬～㉔までの計
	雑損控除	㉖
	医療費控除	㉗
	合計(㉕＋㉖＋㉗)	㉘
課税総所得金額(⑫－㉘)		㉙

㉙…1,000円未満切捨て

区分		市民税	県民税
税額の計算	税額控除前所得割 課税総所得金額×税率 ㉙×市民税6%、県民税4%	⑳	
	所得割額 ㉙から100円未満切捨て	㉑	
	均等割額	㉒	
	合計税額(㉑＋㉒)		
	市・県民税合計税額		